

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

(令和 6 年 4 月 1 日改定)

1. 事業者

- | | | |
|-----|-------|--------------------|
| (1) | 法人名 | 社会福祉法人 河内厚生会 |
| (2) | 法人所在地 | 茨城県稲敷郡河内町生板横間 8907 |
| (3) | 電話番号 | 0297-84-0311 |
| (4) | 代表者氏名 | 理事長 秋山 義継 |
| (5) | 設立年月 | 平成 12 年 11 月 |

2. 事業所の概要

- | | | |
|-----|---------------|--|
| (1) | 事業所の種類 | 居宅介護支援事業所 |
| (2) | 事業の目的 | 事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。 |
| (3) | 事業所の名称 | 指定居宅介護支援事業所 南三咲 |
| (4) | 事業所の所在地 | 千葉県船橋市南三咲 3 丁目 2 7 番 1 号 |
| (5) | 電話番号 | 047-401-3666 |
| (6) | 事業所長（管理者）氏名 | 田村 雅志 |
| (7) | 事業所の運営方針 | <ul style="list-style-type: none">① 要介護状態となった場合に、その利用者が可能な限りその居宅に於いて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮する。② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供される様配慮する。③ 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事のない様、公正中立に行う。④ 市町村、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センター等との連携に努める。 |
| (8) | 開設年月日 | 平成 24 年 1 月 1 日 |
| (9) | 事業者が行っている他の業務 | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護、通所介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、障害福祉サービス
※居宅サービスについては各介護予防サービスも含む |

(10) 特記事項

当事業所は、「特定事業所加算（Ⅲ）」を算定出来る体制を整えています。この加算を算定する為の要件は以下の通りです。

要 件	備 考
主任介護支援専門員等を配置していること	1名配置
常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること	2名配置
利用者に関する情報又は、サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること	事業所職員間の会議
24時間連絡体制を確保し、且つ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	
居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適応を受けていないこと	
介護支援専門員1人あたりの担当利用者数が45名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）であること	
当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	
地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること	
家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	
介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること	
他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修等を実施していること	
必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	

3. 事業実施地域と営業時間

(1) 通常の事業の実施地域：船橋市

ただし、通常の事業の実施地域以外であっても、利用決定された場合はこの限りではありません。

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（但し、祝日 12/30～1/3を除く）
受 付 時 間	8：30 ～ 17：30
サ ー ビ ス 提 供 時 間 帯	8：30 ～ 17：30

※転送電話等により担当介護支援専門員に24時間緊急連絡が可能な体制となっています

4. 職員の体制

事業所長（管理者） 常勤兼務 1 名（介護支援専門員兼務）
介護支援専門員 常勤専従 2 名・兼務 1 名

5. 事業所が提供するサービス

(1) サービスの内容

① 居宅サービス計画の作成

契約者の家庭を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保険医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

- i 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ii 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域に於ける指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。
※契約者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。又、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- iii 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- iv 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供される様、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・契約者の意志を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービ

ス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

契約者が居宅に於いて日常生活を営む事が困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

6. 利用料金

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、契約者の自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、料金をお支払いいただきます。お支払いいただいた料金については、当事業所が発行するサービス提供証明書を所在市町村窓口に提出することで、払い戻しを受けることができます。

基本報酬区分	介護度	単位数	基本報酬額
居宅介護支援費Ⅰ (介護支援専門員 1 人当たりの 利用者の数が 45 人未満)	要介護 1・2	1,086 単位/月	11,772 円/月
	要介護 3～5	1,411 単位/月	15,295 円/月

	加 算 項 目	単位数	加算額
要介護度による区分なし	初 回 加 算	300 単位/月	3,252 円/月
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 Ⅰ	250 単位/月	2,710 円/月
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 Ⅱ	200 単位/月	2,168 円/月
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅰ) イ	450 単位/回	4,878 円/回
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅰ) ロ	600 単位/回	6,504 円/回
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅱ) イ	600 単位/回	6,504 円/回
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅱ) ロ	750 単位/回	8,130 円/回
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅲ)	900 単位/回	9,756 円/回
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	50 単位/月	542 円/月
	特 定 事 業 所 加 算 (Ⅰ)	519 単位/月	5,625 円/月
	特 定 事 業 所 加 算 (Ⅱ)	421 単位/月	4,563 円/月
	特 定 事 業 所 加 算 (Ⅲ)	323 単位/月	3,501 円/月
	特 定 事 業 所 加 算 (A)	114 単位/月	1,235 円/月
	タ ー ミ ナ ル ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 加 算	400 単位/月	4,336 円/月
	特 定 事 業 所 医 療 介 護 連 携 加 算	125 単位/月	1,355 円/月
	緊 急 時 等 居 宅 カ ン フ ェ レ ン ス 加 算	200 単位/月	2,168 円/回

※居宅介護支援費・各種加算額は、単位数に地域区分別単価（船橋市：10.84 円）を乗じて計算されます

7. 利用料金の支払方法

利用料金は、1ヶ月毎に計算し、請求致します。請求書発行後、翌月末日までに現金でお支払い頂きます。

※前項の但し書きに該当し、法定代理受領ができないとき。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替する事があります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じない様十分に配慮します。

② 契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにしたうえで、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出る事が出来ます。

ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員を指名する事は出来ません。

(3) 医療機関への情報伝達

入院時には、入院先医療機関に担当介護支援専門員の連絡先（事業所名・氏名・電話番号等）をお伝えください。

9. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

10. 虐待の防止

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ② 虐待の防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	管理者・介護支援専門員	田村 雅志
--------------	-------------	-------

- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

11. 苦情の受付

当事業所に対する苦情や相談は下記の専用窓口で受け付けます。

○ 受付窓口 指定居宅介護支援事業所南三咲
電話 : 047-401-3666
担当 : 田村 雅志

○ 受付時間 毎週月曜日～日曜日
時間 : 8:30～17:30

○ 行政機関等

船橋市役所 介護保険担当課	所 在 地：千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電 話 番 号：047-436-2304 受 付 時 間：9:00～17:00 (ただし、土・日・祝日、年末年始を除く)
千葉県運営適正化委員会 (福祉サービス利用者サ ポートセンター)	所 在 地：千葉県千葉市中央区千葉港4番5号 (千葉県社会福祉センター内) 電 話 番 号：043-246-0294 受 付 時 間：10:00～12:00/13:00～16:00 (ただし、土・日・祝日、年末年始を除く)
千葉県国民健康保険団体 連合会 介護保険課 苦情処理係	所 在 地：千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 電 話 番 号：043-524-7428 受 付 時 間：9:00～12:00/13:00～17:00 (ただし、土・日・祝日、年末年始を除く)

12. 記録の整備

事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、契約終了の日から5年間保存します。

13. 個人情報の使用

- (1) 当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分します。
- (2) 当事業者で得た個人情報は下記目的に限って使用します。
- 1) 居宅介護支援業務及び介護予防支援業務の遂行のとき。
 - 2) サービス担当者会議での情報共有のとき。
 - 3) 各サービス担当者及び主治医との情報共有のとき。

- 4) 当事業所内でのカンファレンス・ミーティングのとき。
 - 5) 関連学会、研修会での匿名下での発表のとき。
 - 6) その他官公庁等の法律法令上の照会のとき。
- (3) 尚、本人に生命の危機等重大な危険が迫っている場合にはこの限りではありません(救急病院への情報伝達など)。
- (4) 又、上記以外の目的で個人情報を使用する必要がある場合には、事前に変更事由を説明し、同意を頂いたうえで利用目的を変更します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供の開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 指定居宅介護支援事業所南三咲

説明者名 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、提供開始に同意しました。

〒
利用者住所 _____

利用者氏名 _____

〒
代理人住所 _____

代理人氏名 _____

利用者との続柄 ()